

「(仮称) 国立市ソーシャル・インクルージョン推進計画」素案

パブリックコメントに寄せられた意見等の結果について

パブリックコメント実施期間：令和7年11月26日(水)～12月16日(火)

No.	意見の概要	意見への回答
全体に係る事項として		
1	タイトルについて、基本条例に対しての基本計画なのでサブタイトルと本タイトルを逆にしたほうが分かりやすいのではないかと。	本推進計画全体を表現する計画のタイトルとしてどのようなタイトルが適切か、ご意見も踏まえ検討してまいります。
2	各章のタイトルの先頭に「市が目指す」と入れて市の方針を全面に出してはどうか。	市の考えや取組がより市民の皆様へ伝わるよう、各タイトルについてはご意見も踏まえ検討してまいります。
3	理念が多く計画の具体的な年度等については2ページにあるがこの計画期間の表をもっと膨らませてはどうか。	2ページ目に記載の表については、「計画期間」を示した部分であるため、市の基本構想及び基本計画、そして人権・平和の基本方針と現在検討中の推進計画のみに限定しそれぞれの期間を示したものと整理しています。
4	全体といて分厚い印象が強く読みにくい。第二章までを基本計画として、第三章以降は取り組むべき具体的課題と進捗管理として別刷りにしてはどうか。	本素案の第1章は計画の性質を示した部分であり、第2章は既に策定している基本方針で示した基本理念をあらためて表現した部分となっています。計画の具体的な内容としては第3章以降となりますので、全体を「推進計画」として策定したいと考えています。市民の皆様にもわかりやすく読みやすい計画となるよう、コラムを追加したり注釈を加えたりするなどの工夫を検討してまいります。
5	人権と平和を土台に、様々なマイノリティや生活上の困難を抱える人を「排除しない」「ともに生きる」方向性を打ち出されている点に、まず敬意を表します。	市では、平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定し、全ての人を社会的な孤立や排除から守り社会の一員として包み支え合うという「ソーシャル・インクルージョン」を基本理念とした人権・平和のまちづくりを推進しています。引き続き、本計画においてもこの基本理念を踏まえた取組を推進してまいります。
6	全体的によく纏まっていると思います。具体的方策については、もう少し踏み込んだ方策が示せないのかが感じました。	人権・平和のまちづくりを推進していくに当たっては、1つのテーマをとっても様々なアプローチが考えられるところですが、「具体的な方策」について、現時点で考えられ得る個別具体的な事業や取組を列挙すると今後6年間における取組の幅をか狭めてしまう可能性があるため、幅を持たせた記載をしています。
7	「4つのバリア」のうち、前3つを軽視しないでほしい。官公庁や各種バリアフリー教材などでも整理されているように、障害のある人・高齢者などが直面するバリアは、概ね次の4つに整理されています。 ①物理的バリア ②制度のバリア ③文化・情報のバリア ④意識(心)のバリア 多くの自治体の人権・共生の計画では、「心のバリアフリー」や「人権教育」が前面に出され、4つのうち④の「意識のバリア」ばかりが強調されることがあります。しかし、当事者としては、①～③のバリアが残ったまま「意識だけ変えよう」と言われても、実際の生活はほとんど変わらないという実感があります。国立市の本計画は「人権・平和のまちづくり」を掲げているからこそ、ぜひ次のような整理をしてほしいです。 ・「意識(心)のバリア」だけでなく、物理・制度・文化情報のバリアを含めて総合的に減らしていくことが、人権の具体化であると明記すること ・施策ごとに、「この取り組みは4つのうちのどのバリアを減らすのか」を意識して指標づけること そうすることで、「人権」が単なるスローガンではなく、生活の条件を改善する実務に落ちていくと思います。	本推進計画(素案)の基本理念は、市が令和6(2024)年3月に策定した「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」で示した基本理念を踏襲しており、様々な人権侵害、差別や偏見が今も身近で起きていることをしっかりと認識した上で取組を推進することとしています。また、例えば職員の人権意識向上のための取組に当たっては、意識の向上のみならず、日頃の業務における具現化が大切である旨を記載しているところです。さらに、人権の視点での環境整備として、誰もが安心して地域で平穏な日常生活を送ることができる環境づくりのために私たち一人ひとりの身の回りがある様々な環境を人権尊重の視点で捉え対応することが重要である旨を記載しているところです。これらの通り、取組の推進に当たっては、意識の変容のみならず、人権意識を具現化すること、その機運が市民の中から沸き起こることを目指してまいります。なお、本推進計画は個別具体的な事業を列挙する形としておらず、各施策の中において個々の状況等に寄り添った柔軟な対応を行うこととしていることから、施策毎の指標化を行っておりませんが、実際に取組を進める上では、目的を明確にして取組むとともに、評価時においてその進捗をしっかりと分析・評価した上で取組を進めてまいります。

8	<p>精神・発達障害が「制度」「情報」から抜け落ちやすい問題 計画や制度の多くが「主に身体障害者」「主に高齢者」を想定して組み立てられ、精神・発達・知的の人たちは対象から外れていたり、グレーゾーンの人が利用しづらいことが非常に多いと感じています。</p> <p>例としては、次のようなものがあります（国上市に限らず全国的な傾向として）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象欄に「身体障害者」「車いす利用者」等の具体例だけが列挙され、精神・発達障害、内部障害、難病などが書かれていないため、「自分は対象外かもしれない」と感じてしまう ・制度はあっても、説明が難しい漢字や専門用語ばかりで、精神障害や発達特性のある人には読み解きにくい ・相談窓口が縦割りで、精神科・福祉・就労・家族支援がバラバラで、「どこに行けばいいかわからない」まま消耗してしまう <p>計画の中でも、ぜひ次のような配慮を明記していただきたいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての分野で、精神・発達障害の人を明示的に対象に含めること <ul style="list-style-type: none"> ○「等」「含む」ではなく、文章としてきちんと書いていただきたいです。 2. 施策説明や申請書類は、 <ul style="list-style-type: none"> ○やさしい日本語 ○ふりがな ○図やフローチャート ○ウェブと紙の両方 <p>など、情報の届き方自体をユニバーサルデザインにすること</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 精神・発達障害を含む当事者・家族・支援者を交えた <p>**「制度・情報のバリアを点検する場（ワークショップや検討会）」**を、計画期間中に継続的に設けること</p>	<p>本推進計画を進めるに当たっては、全ての人を社会的孤立から守り社会の一員として包み支え合うというソーシャル・インクルージョンを基本理念に据えて取り組んでまいりますが、あらゆる属性に関する対応を全て本計画の中で明示的に示すことは困難であり、また、同じ属性であっても個々の状況は多様であることから、「等」と記載している部分があります。一方で、市民の皆様にとってわかりやすい計画である必要があることから、表記方法については引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>情報発信の在り方については、「人権に配慮した環境整備」の項目において、あらゆる人が安心安全に暮らすことができるようバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めることを明記しているところであり、どの部署においても推進してまいります。</p> <p>様々な当事者やその支援者の方からお話を伺い、よりよい施策に繋げることは大変重要なことであることから、人権施策の主管課のみならず様々な部署において当事者の方等を含め市民の皆様との様々な対話の場を通じた施策を推進してまいります。</p>
9	<p>農福連携・特例子会社が「隔離」にならないように 国の政策として、農福連携や特例子会社の活用が進められていますが、現場の声としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の中に普通に働く場が足りないまま、「障害者はおちらの作業所へ」という事実上の隔離になってしまう ・特例子会社を「障害者雇用率を賈うだけの箱」として使い、本体企業との交流がほとんどない <p>といった懸念もあります。</p> <p>もちろん、農福連携が本人にとって安心できる場、やりがいのある仕事になる場合も多く、すべてが悪いということではありません。</p> <p>大切なのは、「それしか選べない形で困り込む」のではなく、「いくつも選択肢のある中の一つ」として位置づけることだと思います。</p> <p>その観点から、計画の中ではぜひ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携・特例子会社・就労継続支援事業所などを位置づける際に、「地域の普通の場合との行き来」「地域住民とのつながり」を指標として入れること ・障害者雇用率を満たすための形式的な取組にならないよう、当事者の声や満足度を評価項目に加えること <p>などを明記していただきたいです。</p>	<p>本推進計画の推進に当たっては、どのような状況であっても、本人の意思が最大限尊重されることが大切であり、様々な場面において選択肢を示すことができるよう、幅のある取組を行うことが重要であると考えています。本推進計画は、個別具体の指標を設ける形としていないため、ご指摘の点に関しましては、他の個別計画や個々の取組においてその指標のあり方を検討させていただきます。</p>
10	<p>「スキルのある障害者」が活躍できる場づくりを 障害者の就労というと、「軽作業」「単純作業」をイメージされることが多いですが、実際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・編集・執筆・研究 ・デザインやプログラミング等のデジタルスキル ・語学・翻訳 ・当事者研究やピアサポート <p>など、高度なスキルを持っている障害者も多くいます。</p> <p>しかし、通勤や対面での長時間勤務が難しい、体調の波が大きいなどの理由から、力を生かせる場が非常に限られています。</p> <p>ソーシャル・インクルージョン推進計画の中では、ぜひ次のような視点も入れていただきたいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テレワークや短時間勤務、業務委託などを組み合わせ、 <p>**「働き方の柔軟さ」で障害者のスキルを生かす**という方針を明記すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 市役所や外郭団体、地域のNPO・企業が行う調査・広報・翻訳・編集・デジタル化・アーカイブ等の仕事に、障害当事者のスキルを積極的に活用する仕組みを検討すること 3. 「障害者＝軽作業」と決めつけないキャリア相談・職業紹介の枠組みを、就労支援機関と連携してつくること <p>このような施策は、「障害者のための特別な支援」というより、多様な働き方を認めるインクルーシブなまちづくりのものにもつながると思います。</p>	<p>個々の状況に応じて多様な働き方を選択でき、誰もが自分の意志に基づいて活躍できる社会が目指されるべきものと考えます。このような地域を目指し関係機関・団体や企業等への啓発や意見交換を通じてあらゆる人の雇用の在り方を一緒に考えるとともに誰もが活躍できる社会を目指して取組を進めてまいります。</p>

11	<p>「AI時代の新しいバリア（制度・情報・格差）」をどう減らすか バブコメ・請願・選挙に関するAI大量投稿の問題デジタル技術及び生成AIの普及により、市への意見提出や選挙に関わる情報発信のあり方が大きく変化している。</p> <p>一方で、AIによる大量投稿等が、民主的プロセスの正当性を損なう懸念も指摘されている。</p> <p>市は、AIを活用した意思表示が、障害のある人等の参加を支える側面と、手続の公正さを損なう側面の双方があることを踏まえ、国・都の動向を注視しつつ、市民参加制度の在り方を検討する。</p> <p>精神障害当事者は、自力で長文を書く、まとめることが難しい日もあり、AIを補助的に用いて文章を整えることがあります。</p> <p>しかし、最近ではAIを使った文章が「どうせ生成でしょ」と一括りに疑われる空気も感じます。</p> <p>もし行政手続きやパブリックコメントで、「AI利用=無効」あるいは「AI利用の疑いがあるものは軽んじる」といった運用が広がれば、本来は支援が必要な側の発言を、結果的に封じってしまう制度のバリアになりかねません。</p> <p>一方で、生成AIを用いた大量投稿が、手続きの正当性を揺るがす懸念があることも理解しています。</p> <p>だからこそ本計画の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを補助的に用いた当事者の意見は尊重すること ・自動大量投稿による制度の歪みには対処すること <p>という両方の観点を盛り込み、デジタル・AI時代のソーシャル・インクルージョンの課題として明記していただきたいです。</p>	<p>科学技術の発展により、一人ひとりの意見表明のあり様は多種多様となっていると承知しています。また、価値観の多様化や科学技術の発展による新たな人権課題の顕在化も問題となっているところです。ご指摘のデジタル・AI時代のソーシャル・インクルージョンの課題については、市としての方向性を示すに至っておらず、本推進計画を推進していく中での課題として捉え検討してまいります。</p>
12	<p>当事者の「表現」「声」を支えることも、人権と平和のまちづくり 本計画の副題に「人権・平和のまちづくり」が掲げられていることに触れたいと思います。</p> <p>障害や病気、貧困、ケアの負担などを抱えている人ほど、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間やお金の余裕がなく、 ・批判や炎上への不安も大きいため、 <p>社会に対して自分の経験や意見を発信することが難しくなりがちです。</p> <p>しかし、本来「表現の自由」や「多様性の尊重」は、こうした弱い立場の人の声が届くことで初めて意味を持つものだと思います。</p> <p>国立市として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が安心して経験を語る場づくり（ピアカフェ、交流会など） ・当事者や家族による冊子・映像・展覧会などの表現活動への支援 ・パブリックコメントや審議会への参加・アクセシビリティの向上 <p>などを、ソーシャル・インクルージョン推進計画の中で位置づけていただければ、「人権・平和のまちづくり」の言葉が、より具体的な重みを持つてくるのではないかと感じます。</p>	<p>市は、昭和51（1976）年に策定した第一期の「国立市基本構想」以降、一環して「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、誰もが社会から排除されることなく、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本としたまちづくりを推進してきました。そして、様々な立場の方との対話を重視し、当事者と一緒にまちをつくりあげてきました。このことは、本推進計画（素案）の基本理念において「市、市民及び事業者が一丸となり、対話を重視しながら地域全体で取り組むことが重要」と明記しているところであり、本推進計画を推進するに当たっては、引き続きこの考え方を引き継いで推進してまいります。</p>
人権意識の醸成のための様々な取組に関することについて		
13	<p>「ア. 児童・生徒を対象とした人権出張授業の実施」について 「人権出張授業」を地域や企業、団体向けにも「人権出張研修」として行うことが必要。</p>	<p>市では、学校への人権出張授業の他、出前講座「わくわく塾くにたち」の中のメニューとして人権啓発も行っていきますので、積極的に団体等への働きかけも行い、地域全体で人権・平和のまちづくりを推進してまいります。</p>
14	<p>「ウ. 法務局や人権擁護委員と連携した取組の実施」について 「ア. 法務局や人権擁護委員と連携した取組の実施【再掲】」について 「こどもたちからの人権メッセージ発表会」「中学生人権作文コンテスト」について、廃止の上で文言を削除する、または現在の情勢に合わせた企画を立案した上で記載すべきである。</p> <p>（理由）開催にあたる労力と効果のバランスを踏まえた企画を進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立市“社会を明るくする運動”児童・生徒のアイデア・意見募集入賞作品集を拝読し、入賞した児童生徒と接した際に、入賞者が必ずしも作文の内容や発達段階に応じた人権感覚を育てているとは限らないと感じたこともあった。昔から保護者など大人の意見を介入させた上で作文を執筆する児童生徒はいた。昨今はAIにより作文を生成可能である。企画内容や文言について情勢や実情に即した啓発活動に改める必要がある。 ・外部団体によるコンクールの取りまとめ業務も学校教員の業務負担となっている。公的機関は学校教員の過重労働軽減に努めつつ啓発に取り組む必要がある。コンクール企画運営は学校を介さない実施とすべき。 	<p>「こどもたちからの人権メッセージ発表会」は、平成6(1994)年に我が国において「児童の権利に関する条約」を批准して以降、こどもにもっともよいことは何かを追求すること、こどもが自由に自分の意見を表明できる場を生み出すことに焦点をあて開催されてきたものであり、主催は「多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（多摩東人権擁護委員協議会、東京法務局府中支局、多摩東地区の自治体13市）です。当市も同ネットワーク協議会を構成する自治体として参画しています。取組に当たっては市において学校への連絡等を行っていますが、当該発表会の開催は毎年13自治体が持ち回りで行っており発表会に係る事務は主に開催市が担っています。</p> <p>また、「中学生人権作文コンテスト」は、都道府県単位で地方大会が開催されており、東京都大会の主催は、東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会です。本コンテストでは、中学生が人権に関して書いた作文を学校経由で市がとりまとめているのですが、選考や表彰式の運営は人権擁護委員が担っています。</p> <p>子どもたちへの人権啓発活動の「効果」を定量的に表現することは困難ですが、毎年の子どもたちのメッセージ・作文は、子どもたちが今どのようなことを考え、感じているのかを知ることができる大切な取組となっています。</p> <p>主に法務局が主体となって実施するこのような取組について、市としても積極的に連携・協力することで子どもたちへの啓発につながるものと考えますので、引き続き取り組んでまいります。</p>
15	<p>「イ. 人権に関する情報収集及び発信」について 「博物館」ではなく「人権博物館」とすべき。</p>	<p>人権に関する様々な情報に、市民等が日常的にアクセスして人権について学ぶことが出来る環境を構築することとしており、その際、単に施設へ資料を展示するだけではない効果的な機能（仕組み）について検討することとしています。そのような意図から、「博物館」というキーワードを念頭に置きつつ」と記載しています。このキーワードの表現については、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p>

16	<p>「②企業等との連携」について</p> <p>企業等と連携した取り組みは示されておりますが、社会福祉施設（幼児、児童養護、高齢者等）を対象とした人権研修や意見交換についても触れてほしい。</p>	<p>企業に限らず、ご指摘のような団体等への啓発も大変重要な取組であると認識しています。市では、学校への人権出張授業のほか、出前講座「わくわく塾くにたち」の中のメニューとして人権啓発も行っておりますので、積極的に団体等への働きかけも行き、地域全体での人権・平和のまちづくりを推進してまいります。</p>
<p>救済と相談に関することについて</p>		
17	<p>「ア、インターネット上のモニタリングの実施」について</p> <p>採用を見送るべき。削除または次期まで保留する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングを通して恣意的な価値判断が行われる恐れがあるので、自治体が行うべきではない。例えば「フレンド」や植物名のような市内学校特別支援学級で使用される一般名詞も文脈や状況次第で差別語として使用可能である。それらに対して削除要請をする場合、自治体による一般名詞の表現規制や「言葉狩り」にもつながりかねない。 ・自治体としての国立市・市職員・属性としての国立市民が誹謗中傷される表現について市が削除依頼・訴訟を行うことは妨げられないとしても、その他の表現については表現の自由を尊重する意味で極めて抑制的に運用すべきである。 ・万が一、将来的に本項目を採用する場合は限定的運用とすることを明記しなければならない。「憲法における表現の自由を不当に害さないよう最大限配慮する」という文言を付記して限定的運用とすることを「現状と課題」や解説で明記すべきである。 ・市民への人権侵害についての対応は、公権力を有する自治体ではなく被害者自身が開示請求などの対応するのが望ましいのではないかと。 	<p>日本国憲法が保障する表現の自由については、過去の複数の判例において、その範囲は無制限に保障されるものではないことが示されているところ。また、検閲や思想・良心の自由についても、過去の判例や取組の実態を踏まえると、ご指摘いただいたようなご懸念は当たらないと考えておりますが、それらの点に十分に留意の上取組を行うことが重要と考えています。</p> <p>本市においては、平成31（2019）年4月から施行している「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（不当な差別）を禁止し、人権・平和のまちづくりを推進しているところ。国立市に關係するインターネット上の不当な差別的な内容について、その拡散を防止するための取組は人権・平和のまちづくりを推進する上で重要な取組であるとと考えています。また、インターネット上のモニタリングについては、他の複数の自治体において既に様々な手法にて取り組まれていると承知しています。</p> <p>一方で、表現の自由等に十分留意する必要がある点や、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情プラ法」）においては自己の権利を侵害されたとする者からの投稿の削除の申出を受け付けるための様々な取組がプラットフォーム事業者に義務付けられている点等を踏まえ、まずは被害者自身が専門機関等の相談先につながり救済されるための支援が重要であるとも考えています。これらのことを踏まえ、インターネット上の問題を含め様々な情報媒体における不当な差別的な内容の拡散防止に向けた取組として、慎重に検討し本計画に位置付けてまいります。</p>
18	<p>「ア、インターネット上のモニタリングの実施」について</p> <p>行政がSNSをモニタリングという名の実質的な監視をすることは、公益的な目的がある一方で、日本国憲法が保障する基本的人権に対して深刻な脅威となり得るという強い懸念があるため、素案P30にある「インターネット上のモニタリングの実施」に強く反対します。</p> <p>主に以下の3つ理由から反対です。</p> <p>1. 表現の自由（憲法21条）への「萎縮効果」</p> <p>最も大きな問題は、憲法21条が保障する「表現の自由」への侵害です。</p> <p>萎縮効果：行政が監視しているという事実だけで、市民は「これを書いたら目を付けられるかもしれない」と恐れ、自由な発言を控えるようになります。</p> <p>検閲類似の作用：憲法は「検閲」を絶対的に禁止しています。モニタリング自体は投稿を削除するわけではないため、狭義の「検閲」には当たりませんが、心理的な圧力によって実質的に発言を封じる効果があるため、憲法21条の精神に反する可能性があります。</p> <p>民主主義の根幹への影響：SNSは現代の「公共の広場」です。ここでの議論が監視によって停滞すれば、民主主義のプロセスそのものが弱体化します。</p> <p>2. 思想・良心の自由（憲法19条）への懸念</p> <p>憲法19条は、内心の自由を絶対的に保障しています。</p> <p>内心の推知：特定の政治的意見や宗教的信条を含む投稿、あるいは「いいね」や「リツイート」の傾向を監視・分析することは、行政が市民の内心（思想・信条）を推知・把握する行為に繋がります。</p> <p>3. 適正手続（憲法31条）と法律の留保</p> <p>公権力の行使には、法律による根拠と適正な手続が必要。法的根拠の欠如：現在、多くの行政機関によるSNS監視は、明確な法律の規定がないまま、組織設置法などの一般的な権限のみで行われているケースがあります。強制捜査（令状が必要）との境界線が曖昧なまま、広範な監視が行われることは「法律の留保」の原則から見て問題があります。</p> <p>恣意的な運用の懸念：「何を監視対象とするか」の基準が曖昧な場合、時の政権に批判的な言論だけを狙い撃ちにするような恣意的な運用が可能になってしまいます。</p> <p>基準を公表する問題：何を監視対象とするか基準があったとしてもその基準を公表することが新たな差別、紛争、衝突を招く懸念があります。</p>	<p>日本国憲法が保障する表現の自由については、過去の複数の判例において、その範囲は無制限に保障されるものではないことが示されているところ。また、検閲や思想・良心の自由についても、過去の判例や取組の実態を踏まえると、ご指摘いただいたようなご懸念は当たらないと考えておりますが、それらの点に十分に留意の上取組を行うことが重要と考えています。</p> <p>本市においては、平成31（2019）年4月から施行している「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（不当な差別）を禁止し、人権・平和のまちづくりを推進しているところ。国立市に關係するインターネット上の不当な差別的な内容について、その拡散を防止するための取組は人権・平和のまちづくりを推進する上で重要な取組であるとと考えています。また、インターネット上のモニタリングについては、他の複数の自治体において既に様々な手法にて取り組まれていると承知しています。</p> <p>一方で、表現の自由等に十分留意する必要がある点や、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情プラ法」）においては自己の権利を侵害されたとする者からの投稿の削除の申出を受け付けるための様々な取組がプラットフォーム事業者に義務付けられている点等を踏まえ、まずは被害者自身が専門機関等の相談先につながり救済されるための支援が重要であるとも考えています。これらのことを踏まえ、インターネット上の問題を含め様々な情報媒体における不当な差別的な内容の拡散防止に向けた取組として、慎重に検討し本計画に位置付けてまいります。</p>
19	<p>「イ、個別救済の在り方に関する検討」について</p> <p>他市の状況も勘案しつつ「罰則」や「救済のための第三者機関」も具体的に検討する必要がある。</p>	<p>個別救済の在り方について、国の法整備の状況や他自治体の動向、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて国立市人権・平和のまちづくり審議会への諮問を行う等の対応を行いながら検討を進めてまいります。</p>
20	<p>「（2）相談支援」について</p> <p>年末年始の困りごと相談会、困窮者支援団体、女性支援団体、労働組合など市民の支援組織と密接に連携し、それらの活動への必要な支援も行うことが必要。</p>	<p>引き続き市民の皆様からの人権上の悩みや困りごとに対する相談をお受けするとともに、様々な団体等との連携の上、人権・平和のまちづくりを推進してまいります。</p>

インターネット上の人権問題に関することについて		
21	「ア、インターネット上のモニタリングの実施【再掲】」について No.17と同意見	No.17及びNo.18と同回答
22	「ア、インターネット上のモニタリングの実施【再掲】」について No.18と同意見	
人権に配慮した環境整備に関することについて		
23	「イ、多様な就労場の創出」について 「地域の事業者の協力を得ながら」を「市役所や市の行政機関、公共機関、市外を含めた地域の事業者の協力を得ながら」など、市役所や市の関連団体で就労を推進する旨を追加する。 (理由) 国立市内は事業所が少なく就労機会に限られるため。 ・国立市および市の事業を営む法人も率先して雇用創出に加わることでソーシャル・インクルージョンを体現するのが望ましい。また、現実的な協力先として市外事業者も含める余地を設ける必要もある。 ・市外事業者について明記が難しい場合は実運用で調整を行うことを検討していただきたい。	市内の事業者に限定することなく、個々の状況に応じて様々な団体や事業者等と協力の上で取り組んでいくことが重要であると認識しています。ご意見を踏まえ記載について検討してまいります。
24	「エ、一人ひとりがその子らしくいられる教育の実現」について フルインクルーシブ教育の実現をめざすことを明記すべき。	フルインクルーシブ教育という文言については、令和4(2022)年4月に策定した「国立市教育大綱」の中での見直しを現在検討しているところです。インクルーシブな教育環境を目指し、学校・学級の包摂力を高める取組については、これまでと変わらず推進していくこととしています。また、必要としている子どもたちがいるため、特別支援学級や教室に入りづらい子どもたちのための別室指導等の体制は確保しつつ、誰もがその子らしくいられる教育を進めてまいります。市が目指す教育については、柔軟な姿勢で様々な意見をお聞きしつつ目指す方向を定めてまいります。
25	「オ、災害時における対応」について 災害時における対応の具体的な方策の中に、設備面が述べられていますが、ソフト面の方策についても触れておいた方が良いのではないのでしょうか。(例えば医療従事者や心理カウンセラー)	本項目は、「人権の視点での環境整備」として主な取組を記載している部分であり、基本方針でも示した内容をより具体的に記載しているものとなります。ご指摘の災害時における医療従事者や心理カウンセラー等に係る方策については、市の総合防災計画の中で定めている取組を推進してまいります。
26	「オ、災害時における対応」について 取組内容「様々な人」を「全ての属性の人」とする 具体的な方策「様々な属性の人」を「全ての属性の人」とする (理由) 災害時は全ての人間が極限状態にあるため、属性に関わらず尊重されるべきである。 ・現在の文言では健康な男性、健康な女性を考慮せず、負担をかけても差し支えない存在と示唆している。災害時に共助・公助の中核を担うと考えられる人々を含めた全ての人を対象とする表現に改めるべき。	マイノリティの方々が、災害時に安心安全な行動や生活を送ることができる仕組みづくりが重要であるという趣旨で記載した箇所となりますが、ご指摘のとおり、特に災害時においては全ての人が不安な気持ちになっており属性に限らず安心安全な環境が求められることから、ご意見を踏まえ表現を検討してまいります。
平和施策に関することについて		
27	「5 平和施策」について 戦後日本の平和の中心には、日本国憲法があります。 市の平和施策のなかでも平和憲法の重要性を訴えることが必要であり、このことが市民に伝えられることが、平和な社会を醸成していくことにつながると考えます。 人権についても憲法が土台になっているので、その点を明確にしていることが必要だと考えます。	市では、「二度と戦争を起こしてはいけない」という意識の下で平和施策に積極的に取り組んでいるところであり、本推進計画に基づき引き続き他自治体や関係機関等との連携の上取組を進めてまいります。
28	「5 平和施策」について 昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。 核兵器廃絶をめざし、広島、長崎の被爆の実相を伝え、核兵器廃絶の世論を広げてきたことが高く評価されました。 同時にここでは、世界の多くの人々、国々が核兵器廃絶を求めていることが示されているかと思えます。国連でも圧倒的多数の国々によって核兵器廃絶に向けた決議が行われています。 一方で、核保有国は核兵器を含む軍力にとって、他国を脅かし、自らの軍事的、政治的、経済的優位を保ち続けようとしています。 平和施策の中でも核兵器廃絶をめざすことの重要性を示していくこと、市民にも広くアピールしていくことが平和施策として大切だと考えます。	市では、平成22(2010)年に平和首長会議に加盟しています。同会議は、その目的として、加盟都市相互の緊密な連携を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起することを掲げる組織であり、世界166か国・地域、8,500以上の都市が加盟しています(令和8(2026)年2月時点)。 また、令和5(2023)年には、東京都多摩地域における平和文化の一層の推進のため「平和首長会議東京多摩地域平和ネットワーク」を多摩地域の全26市が加盟する形で発足し、その推進に向けた役割を本市が積極的に担っています。 引き続き、広島・長崎、多摩地域の自治体、関係機関等との連携した平和施策を推進してまいります。

29	<p>「②戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承」について 「くにたち原爆・東京大空襲伝承者」による伝承活動が現在のソーシャル・インクルージョンの理念にそぐわないため～伝承活動の意義～を削除すべき。</p> <p>「ア. 伝承活動の推進」の「取組内容」「取組む上での留意点」「具体的な方策」について 「くにたち原爆・東京大空襲伝承者」による伝承活動が現在のソーシャル・インクルージョンの理念にそぐわないため削除すべき。 「伝承活動の本質を見失うことなく活動を継続すること。」の削除 「市内外への派遣講話を通じて、体験者の体験と平和への思いを広く伝えます。」の削除 または「市が育成した「くにたち原爆・東京大空襲伝承者」による伝承活動（定期的に公共施設内で実施する「定期講話」、市内外問わず団体等で実施する「派遣講話」、市内の学校で行う「学校講話」）」を「市が依頼した戦争・紛争当事者による講話活動（定期的に公共施設内で実施する「定期講話」、市内外問わず団体等で実施する「派遣講話」、市内の学校で行う「学校講話」）」とする。</p> <p>「③様々な団体との平和交流」について 「また、市内学校や教育部局との連携の上、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による学校での伝承活動（学校講話）を推進します。」の削除</p> <p>（上記3点の理由） ・東京大空襲・原子爆弾被害者の伝承講話自体が不要である。口伝により当事者の話は薄められ曲解され本質が薄れていく。また、講話の運営団体と行政の関係性が利権化する恐れもある。以上から廃止が妥当である。 ・講話を20世紀末や21世紀の戦争・紛争経験者から直接話を聴く活動にシフトすることで現代を軸に人権や安全保障を尊重する考えを涵養する機会に改めることが行政の役目である。 ・第二次世界大戦に関する内容は「イ. 戦争・原爆体験者の体験や思いの記録」に基づき資料、史料保全や戦争経験者が直接残した映像や文章の保存を通して行うものとし、できるだけ当事者や当時の経験を直接学びやすい環境を整備するのが望ましい。</p>	<p>本取組は、平成27（2015）年から伝承者育成プロジェクトをスタートし、約15カ月の研修（体験者の聞き取りや実相学習、話法・朗読技術の基礎、語りの演習など）を行い、市から伝承者として委嘱を行っています。伝承者は市内の公共施設や学校などで伝承講話を実施してきています。</p> <p>戦争の体験を忘れないために映像や文字で記録を残すことも大切ですが、市では、人から人へ直接語りかける言葉こそが、平和な世界を創る大きな力になると考えています。戦争体験者の高齢化の課題がある中、本取組は、平和首長会議（現在世界166か国・地域の8,000以上の都市が加盟する国際組織）において、国立市の特徴ある取組として評価をいただいています。伝承活動の本質や原則をこれからも見失うことなく、今後も取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご指摘の現在を軸に人権や安全保障を尊重する考えの涵養を図ることについても、重要な観点であると認識していますので、「くにたち平和の日」における啓発事業など、様々な機会を捉えて市民の皆様と平和について一緒に考えることができる取組を検討してまいります。</p>
進捗管理に関することについて		
30	<p>「1 推進計画の進捗把握及び評価方法」について 国立市人権・平和のまちづくり審議会の活用など、推進計画の進捗把握に第三者機関が関与すべき。</p>	<p>推進計画の進捗把握及び評価については、本計画に基づく様々な取組についてその状況や課題を網羅的に整理することが必要であり、附属機関として設置する国立市人権・平和のまちづくり審議会へ諮問を行って計画的に審議を行う中にこの評価を組み込むことは事務的な観点から非常に困難だと考えています。</p> <p>なお、本計画を策定した後、6年間の計画の中で見直しの必要が生じた際には、同審議会へ意見を聴くとともに、次期推進計画の策定に当たっては、同審議会による審議を行う中で、評価の状況を踏まえた審議を行っていただくことを想定しています。</p>

※提出いただいたご意見について、趣旨を損なわない範囲で記載を一部変更しています。